

## 令和4年度第3回千葉県個人情報保護審議会全体会議録

- 1 日 時 令和4年7月28日(木)  
午後2時5分から午後3時5分まで
- 2 場 所 Web会議  
(千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室)
- 3 出席者の氏名  
(1) 審議会委員  
石井徹哉委員、川口由起子委員、川瀬貴之委員、桐ヶ谷敬三委員、  
谷麻衣子委員、永嶋久美子委員、中曽根玲子委員(議長) (50音順)  
(2) 事務局 田中審査情報課長、ほか課員6名

### 4 議事の概要

会議録署名人として、谷委員が指名された。

### 議題 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について

議長：それでは、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方」についての議事に入ります。

前回までの審議で、諮問事項の検討を行い、審議会としての考えを決定していますので、今回はそれを踏まえて、答申の取りまとめを行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局：(前回までの審議結果及び答申案の説明)

前回の審議会において報告した開示決定等までの処理期間について、県警本部等を含めたデータに更新したので報告する。千葉県全体の開示決定までの期間における平均処理日数は、令和3年度が約15日、令和2年度が約17日、延長率は、令和3年度が約3.5%、令和2年度が約9%、延長通知なし案件の平均処理日数は、令和3年度、令和2年度ともに約15日、延長通知あり案件の平均処理日数は、令和3年度が約36日、令和2年度が約40日となっている。

議長：ただいまの説明及び答申案に関し、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

川瀬委員：「開示の手続きについて」だが、答申案の四角で囲った結論部分以外の説明部分も答申として示されるのか。説明部分の「また、30日とする場合にあっては、……考えられる。」の一文は重要だと思われるので、示されな

いのであれば結論部分に入れた方が良い。

事務局：説明部分も含めて答申なので、示されることになる。

石井委員：同じ部分についてだが、「迅速な決定を行うためには引き続き15日とすべきだが、」とあるが、このように表現すると15日とすることが主になってしまうのではないか。この部分は削除すべきではないか。

議長：確かに「すべきだが」とするとそちらが主な主張という印象は受けてしまうが、説明部分を見ると違う印象になる。

石井委員：答申の四角で囲った結論部分が主であり、優先されるので、結論部分には30日のみをいれていただきたい。しかも、「べき」という言葉を入れるとそちらが第1優先になり、説明文と矛盾する。

桐ヶ谷委員：削除してしまうのは明確だが、「すべきだが」を「考えられるが」に変えるというのはどうか。迅速な決定のために15日が考えられるが、適切な決定のために30日が適当というのが、議論の大勢だったと思う。

石井委員：そのことについては下の説明部分に記載してあるのでそれで十分と思われる。

桐ヶ谷委員：過去に開示決定期限を30日から15日に短縮したのか、したのであればその時の経緯が分かれば伺いたい。

事務局：平成5年の条例制定当初から15日であった。

桐ヶ谷委員：了解した。

谷委員：基本的には15日でできていたものを30日にする必要はないという考えに変わりはないが、このように答申することに異議はない。

議長：説明部分の「また、30日とする場合にあっては、……」という文が意味を持つと思う。

谷委員：あくまで運用なので、決定期間が長くなってしまわないかと思う。

議長：石井委員の提案である「迅速な決定を行うためには引き続き15日とすべきだが、」の部分を削除するというので良いか。

各委員：(了承)

議長：他にご意見があればお願いしたい。

石井委員：事務局からの統計報告について要望を記載したらどうか。処理日数等だけでなく、開示請求ごとに対象文書の数、ページ数も集計してもらいたい。

事務局：検討していきたい。

議長：意見を答申に示しておく必要はあるか。

石井委員：今後の判断をするための議論の根拠となる統計数字が必要なので、答申に示すのがよいのではないかと思う。検討をお願いしたい。

事務局：実施機関の決定内容について検証できるかという点だが、全体を審査する権限は審査情報課にはないため、把握するのは困難だという面はある。可能な範囲で運用の実態把握及び検証ができないかということは必要な課題と考えている。

議 長：制度の検討に当たっては、実態にあわせるということが重要であるので、その方向で情報収集ができるとうい。

事務局：早期にデータを収集するのは難しいので、今後の課題となる。

桐ヶ谷委員：どのような情報を、どうやって現場で情報収集するのかが問題で、統計を取るためには労力がかかる。そのため、どのように実施するかは検討が必要ではないか。

議 長：将来的に条例改正の機会はあると思われるので、それに向けて、より良い情報収集を要望することを入れておくことは可能と思う。

永嶋委員：具体的な調査内容を決めるのは困難だが、実態把握のないまま方針を決めるのは好ましくない。抽象的な文言になっても実態把握の必要性を共有したい。

川口委員：明確に何をどうすると書くのは難しいが、可能であれば実態把握の必要性を入れておく方が良いと思う。

石井委員：抽象的な文言になっても構わないが、とにかく、実態把握が必要ということを感じたので、入れていただきたい。

議 長：それでは、文言は確定ではないが、実態把握の要望を入れるということによろしいか。

各委員：(了承)

議 長：それでは、そのような文言を加えることとしたい。

議 長：続いて「その他の事項」の「4 情報セキュリティの徹底」についてはどうか。

永嶋委員：主語の「市の事務を受託している会社の社員」の表現はこれで良いのか。

石井委員：受託した会社が、無断で孫請けに出していたので、受託した会社の取扱いが不適切ということだと思う。

議 長：それでは、「先般、市の事務を受託している会社において、その受託事務が不適切に行われたことにより、……」とすることによろしいか。

各委員：(了承)

議 長：それでは、そのようなさせていただきたい。

議 長：「開示請求に係る手数料について」の説明2の大量請求事案についての表現はこれで良いか。

石井委員：個人的には、無くてよいと思うが、議論もあったのでこのままで良い。

議 長：それでは、このままとする。

議 長：他にご意見があればお願いしたい。

川口委員：「開示の手続きについて」の説明1の3段落目「……、現行の15日という考え方が一方で、……」の部分はつながりが分かりにくいので、「…

…、現行の15日が望ましいという考え方がある一方で、……」にした方が良いと思う。

議長：それでは、そのようすることとしたい。

議長：他にご意見があればお願いしたい。

永嶋委員：「開示の手続きについて」の説明2の「……、現行を維持するために、……」は現行を維持することが目的のように読めるので「……、現行どおり、……」にする方が良いと思う。

議長：それでは、そのよう修正することとしたい。

川瀬委員：先ほどの「開示の手続きについて」の説明1の3段落目の部分だが「……、現行の15日が望ましいと……」とすると下の「……、法と同様に30日とすることが望ましい。」と表現が重なってしまう。30日の方がより望ましいということなので、そちらを強調した方が良いと思う。

石井委員：「……、現行どおり15日のままで構わないという考え方……」という表現はどうか。

川瀬委員：15日の方を弱める表現にすることでもよいと思う。

議長：それでは「……、現行どおり15日のままで構わないという考え方がある一方で、……、」ということではよろしいか。

各委員：(了承)

議長：それでは、そのように修正させていただきたい。

議長：他にご意見があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：それでは、細かい字句等の修正は私に一任いただいて、以上の意見を踏まえ、答申とすることとしてよろしいか。

各委員：(了承)

議長：以上で、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方」の諮問に係る全体会を終了します。